

# 下水道料金表

大山町水道課

- ・料金単価は消費税(10%)内税表示です。
- ・料金計算した後、円未満を切り捨てた額を請求します。

## 公共下水道事業区域・農業集落排水事業区域

一般家庭(1か月につき)		事業所等(1か月につき)	
世帯割 (1世帯につき)	世帯員割 (1人につき)	基本料金 (1事業所につき) (使用水量10m <sup>3</sup> まで)	水量割 (1m <sup>3</sup> あたり) (使用水量11m <sup>3</sup> ~)
2,095円	524円	2,095円	144円

### 【1か月あたりの下水道使用料計算例①】

- 1世帯で4人家族の場合  
世帯割+世帯員割×人数  
=2,095円+524円×4人  
=4,191円

### 【1か月あたりの下水道使用料計算例②】

- 1か月の水道使用量が20m<sup>3</sup>の場合  
基本料金+水量割×(使用水量-11m<sup>3</sup>)  
=2,095円+144円×(20m<sup>3</sup>-11m<sup>3</sup>)  
=3,391円

---

## 集落公民館・集会所

文書配布世帯数(1月1日現在)	使用料
30戸未満	3,143円/年
30戸以上 50戸未満	5,238円/年
50戸以上 70戸未満	7,333円/年
70戸以上	10,476円/年